

法人会員規約【コーポレートカード（スーパー型）用会社一括方式】新旧対比表

改定箇所は、以下の赤字の通りとなります。

改定前	改定後（2026年4月改定）
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4.（略）</p> <p>（11）当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>（12）会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>（13）当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号または第11号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4.（略）</p> <p>（11）当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>（12）会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>（13）当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号、第10号または第11号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（1）仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>（2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>（3）自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>（4）会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>（5）会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合（略）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（1）仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>（2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>（3）自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>（4）会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>（5）会員または使用者が第12条第4項第9号、第10号または第11号の事由に該当したことが判明した場合（略）</p>
(2025年4月改定)	(2026年4月改定)

個人情報取扱いに関する同意条項

<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）、外貨両替その他の事業、およびこれらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。（略）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）、外貨両替その他の事業、およびこれらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。（略）</p>
(2025年4月改定)	(2026年4月改定)